障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業の

指定地域相談支援 運営規程（ 例）

|  |  |
| --- | --- |
| 運営規程の記載例 | 作成に当たっての留意事項 |
| **障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ**  **く○○○（指定地域相談支援事業所）運営規程**  （事業の目的）  第１条 △△△が設置する○○○（以下「事業所」という。）におい  て実施する相談支援事業の指定地域相談支援事業（以下「指定地域相  談支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運  営管理に関する事項を定め、指定地域相談支援の円滑な運営管理を図  るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った  適切な地域相談支援の提供を確保することを目的とする。  （運営の方針）  第２条 事業所は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生  活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の  関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該利用者の意向、適正、障が  いの特性、その他の事情に応じ、住居の確保その他の地域における生  活に移行するための活動に関する相談及び障がいの特性に起因して生  じた緊急事態等の相談その他の必要な支援を利用者の心身の状況等に  応じて適切かつ効果的に行うよう努めるものとする。  ２ 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場  に立って、指定地域相談支援の提供に努めるものとする。  ３ 事業所は、自らその提供する指定地域相談支援の評価を行い、常に  その改善を図るものとする。  ４ 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する  ための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障  害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ  く指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24  年厚生労働省令第27号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事  業を実施するものとする。  （職員の職種、員数及び職務の内容）  第３条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のと  おりとする。  （１）管理者 １名（常勤）  管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令  等において規定されている指定相談支援の実施に関し、事業所の職  員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。  （２）相談支援専門員 ○名（常勤○名・非常勤○名）  相談支援専門員は、自ら地域相談支援を実施する他、地域移行支  援･地域定着支援を担当する者への技術的指導及び助言を行う。  （３）地域移行相談員 ○名（常勤○名・非常勤○名）  地域移行支援計画の作成、面接による相談及び同行支援等、利用  者が一人暮らしに向けた適切な支援が行われるようにする。  （４）地域定着相談員 ○名（常勤○名・非常勤○名）  地域定着支援台帳の作成、常時連絡体制の確保や緊急事態への対  処等、利用者の家族、関係機関との連絡調整、緊急一時的な滞在支  援等の措置を行う。  （５）事務職員 ○名（常勤職員 ○名、非常勤職員 ○名）  必要な事務を行う。  （事業所の名称等）  第４条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名称 ○○○  （２）所在地 福岡県××市×丁目×番×号 ＊＊ビル×号  （営業日及び営業時間）  第５条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。  （１）営業日 ○曜日から○曜日までとする。  ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。  （２）営業時間 原則として午前○時から午後○時までとする。  ただし、緊急事態が生じた場合そのほかの必要な場合は、24時間  常時対応するものとする。  （３）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡  が可能な体制とする。  （指定相談支援の提供方法及び内容）  第６条 事業所で行う指定地域相談支援の内容は、次のとおりとする。  （１）地域移行支援  ① 地域移行支援計画の作成  ② 利用者の面接相談  ③ 障がい者支援施設等又は精神科病院からの外出に際する同行支  　　援  ④ 障がい者福祉サービスの体験的な利用  ⑤ 一人暮らしに向けた体験的な宿泊  ⑥ 市町村、指定福祉サービス事業者等、その他退院・退所後の  地域における生活に係る関係機関との連絡調整等  （２）地域定着支援  ① 地域定着支援台帳の作成及び適宜見直し  ② 利用者との常時連絡体制の確保  ③ 利用者の居宅訪問  ④ 利用者の家族及び指定障がい福祉サービス事業者等その他の関  係機関との連絡調整  ⑤ 緊急の事態への対処  （利用者等から受領する費用及びその額）  第７条 法定代理受領を行わない指定地域相談支援を提供した際は、支  給決定障がい者等から法第51条の14第３項の規定により算定された地域相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。  ２ 前項のほか、給付決定者の選定により通常の事業の実施地域以外の  地域の利用者を訪問して指定地域相談支援を提供する場合は、それに  要した交通費の支払いを給付決定者から受けることができる。  ３ 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交  通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を支給決定障  がい者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。  （１）事業所から片道○○キロメートル未満 ○○円  （２）事業所から片道○○キロメートル以上 ○○円  ４ 第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に  係る領収証を当該費用を支払った給付決定者に対し交付するものと  する。  ５ 第２項及び第３項の費用の額に係る指定相談支援の提供に当たって  は、あらかじめ、給付決定者に対し、当該サービスの内容及び費用に  ついて説明を行い、給付決定者の同意を得るものとする。  ６ 第１項から第３項までの費用のほか、直接利用者の便益を向上させ  るものであって、給付決定者に支払を求めることが適当であるものに  ついて給付決定者に支払を求める際は、理由を書面で明らかにすると  ともに、給付決定者に説明を行い、同意を得るものとする。  （給付費の額に係る通知等）  第８条 法定代理により市町村から指定地域相談支援に係る地域相談  支援給付費の支給を受けた場合は、給付決定者に対し、給付費の額を  通知するものとする。  ２ 第７条第１項の法定代理受領を行わない費用の支払を受けた場合  は、提供した指定地域相談支援の内容、費用の額その他必要と認めら  れる事項を記載したサービス提供証明書を給付決定者に対して交付  するものとする。  （通常の事業の実施地域）  第９条 通常の事業の実施地域は、○○市（町村）の全域とする。  （指定地域相談支援を提供する主たる対象者）  第10条 指定地域相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとす  る。  （１）身体障がい者（18歳未満の者を除く）  （２）知的障がい者（18歳未満の者を除く）  （３）障がい児（18歳未満の身体障がい者、知的障がい者及び難病患者等）  （４）精神障がい者（18歳未満の者を含む）  （５）難病患者等（18歳未満の者を除く）  （苦情解決）  第11条 提供した指定地域相談支援の利用者又はその家族からの苦情  に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設  置する等の必要な措置を講じるものとする。  ２ 前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するもの  とする。  ３ 提供した指定地域相談支援に関し、法第十条第一項の規定により市  町村が行う報告若しくは文章その他の物件の提供若しくは提示の命  令又は当該職員からの質問若しくは指定一般相談支援事業所の設備  若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家  族からの苦情に関して市（町村）が行う調査に協力するとともに、市  町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必  要な改善を行うものとする。  ４ 提供した指定地域相談支援に関し、法第十一条第二項の規定により  都道府県が行う報告若しくは指定地域相談支援の提供の記録、帳簿書  類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問  に応じ、及び利用者からの苦情に関して県知事が行う調査に協力する  とともに、県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助  言に従って必要な改善を行うものとする。  ５ 提供した指定地域相談支援に関し、法第五十一条の二十七第一項の  既定により県知事又は市（町村）長が行う報告若しくは帳簿書類その  他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しく  は指定一般相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の  検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事又は  市（町村）長が行う調査に協力するとともに、県知事又は市（町村）  長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要  な改善を行うものとする。  ６ 県知事又は市（町村）長から求めがあった場合には、第三項から前  項までの改善の内容を県知事又は市（町村）長に報告するものとする。  ７ 社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十  五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するもの  とする。  （業務継続計画の作成）  第12条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域相談支援の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。  ２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。  ３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。  （事故発生時の対応）  第13条 利用者に対する指定地域相談支援の提供により事故が発生し  た場合は、県及び市（町村）、当該利用者の家族等に連絡を行うとと  もに、必要な措置を講ずるものとする。  ２ 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する  ものとする。  ３ 利用者に対する指定地域相談支援の提供により賠償すべき事故が  発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。  （人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項）  第14条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  （１）人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者及び担当者の選定並びに必要な体制の整備  （２）成年後見制度の利用支援  （３）苦情解決体制の整備  （４）虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の定期的な実施  （５）事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会の設置  （６）前号に掲げる虐待防止委員会（テレビ電話装置等の活用可）の年１回以上の開催  （感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策）  第15条　事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  （１）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。  （２）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。  （３）従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。  （掲示）  第16条 事業者は、相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況、協力医療機関等の事業の主たる対象とする障がいの種類その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。  （その他運営に関する重要事項）  第17条 職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるも  のとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。  （１）採用時研修 採用後○カ月以内  （２）継続研修 年○回  ２ 職員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持  するものとする。  ３ 職員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密  を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持  するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。  ４ 障がい者支援施設等又は精神科病院における担当者等を召集して行  う会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる際は、あ  らかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。  ５ 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。  ６　事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない  ７ 利用者等に対する指定地域相談支援の提供に関する諸記録を整備  し、当該指定相談支援を提供した日から５年間保存するものとする。  ８ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は△△△と事業  所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  附 則  １ この規程は、　　○○年○○月○○日から施行する。 | 「○○○」は、事業所の正式名称を記載  してください。  ＊基準第27条  「△△△」は、開設者（法人名）を、  「○○○」は、事業所の正式名称を記載  してください。  ＊基準第2条第2項  ＊第2条第1項（地域移行支援）  ＊第39条（地域定着支援）  ＊基準第2条第2項  ＊基準第2条第3項  ＊基準第3,4条  ＊基準第26,28,31条  事務職員がいる場合のみ記載してくださ  い。  「○○○」は、事業所の正式名称を記載  してください。  所在地は、住居表示、ビル名等を正確に  記載してください。  「営業日」「営業時間」は、利用者から  の相談や利用受付等が可能な日及び時間  を記載してください。  日曜日、祝日、年末年始等にかかわらず  営業又はサービス提供を行う場合は、  「年中無休」、日曜日、祝日、年末年始  等、特定の日を除き営業又はサービス提  供を行う場合は、「日曜日、祝日及び○  月○日から○月○日を除く毎日」等と記  載してください。  ＊基準第20～24条から抜粋  ＊基準第42～44条から抜粋  ＊基準第16,17条  ＊基準第18条  通常の事業の実施地域については、原則  市町村単位で記載します。  なお、市区町村内の一部地域のみを対象  とする場合は「○○市○○町」など客観  的に区域が分かるような記載をしてくだ  さい。  一部の障がい児（者）を対象としない場合、  対象者を限定する意味で記載します  ＊基準第36条  ＊基準第32条  ＊基準第38条  「△△△」は、開設者（法人名）を記載  してください。  「平成○○年○○月○○日」は、事業所開  始年月日を記載してください。 |